

〔No. 11〕建築物の構造計算に関する次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。
ただし、高さが4 mを超える建築物とする。（令和6年）

1. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合、構造耐力上主要な部分である柱の帯筋比は、0.2 %以上としなくてもよい。

→令36条2項一号、令77条四号

2. 鉄筋コンクリート造の建築物において、保有水平耐力計算によって安全性を確かめる場合、耐力壁の厚さは、12 cm以上としなくてもよい。

→令36条2項一号、令78条の2一号

3. 鉄骨造の建築物において、限界耐力計算によって安全性を確かめる場合、高力ボルト、ボルト又はリベットの相互間の中心距離は、その径の2.5 倍以上としなくてもよい。

→令36条2項二号、令68条1項

4. 鉄筋コンクリート造の建築物において、限界耐力計算によって安全性を確かめる場合、柱の出すみ部分の異形鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、コンクリートから抜け出ないように定着しなくてもよい。

→令36条2項二号、令73条一号